エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業の実施に係る 団体の募集についての公示

平成22年1月7日 国土交通省住宅局長 川本 正一郎

先般、政府が発表した明日の安心と成長のための緊急経済対策において、環境対応住宅の普及促進を通じた地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図るため、「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」(以下「住宅版エコポイント事業」という。)が盛り込まれました。

この住宅版エコポイント事業を円滑に実施するため、

- (1)政府が造成する基金(「環境対応住宅普及促進基金」)を設置・管理する法人(以下「基金設置法人」という。)、及び
 - (2) 基金設置法人からの委託によりエコポイントに関するシステムの運用等を行う事務局(以下「事務局」という。)について以下のとおり公募いたします。

なお、本事業は、平成21年度第2次補正予算(案)に盛り込まれているものであり、 補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため成立前に公募するものです。 したがって、補正予算の成立が前提であり、かつ、今後内容等に変更があり得ることをあ らかじめご了承ください。

1. 公募期間

平成22年1月7日(木)~平成22年1月27日(水)17時必着

- 2. 公募対象団体の要件等
 - (1) 基金設置法人: 非営利型法人(法人税法第2条第9号の2) に該当する一般社団法人・

一般財団法人その他の非営利法人

- (2) 事務局 : 法人格を有する団体
- 3. 公募対象事業
 - (1) 基金設置法人:環境対応住宅普及促進基金の設置・管理業務
 - (2) 事務局 : 「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」事務局設

置運営業務

4. 応募の手続き等

- (1) 公募要領の交付期間及び場所
 - ○交付期間

平成22年1月7日(木)~平成22年1月26日(火)17時まで

○場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 住宅版エコポイント(補助金)担当

- (2) 説明会の開催
 - ○日時

ア. 基金設置法人:平成22年1月14日(木)10時~

イ. 事務局 : 平成22年1月14日(木)11時~

○場所

環境省第1会議室

東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 (中央合同庁舎第5号館22階)

- (3) 応募書類の提出期限、場所及び方法
 - ○提出期限

平成22年1月27日(水)17時まで

○場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 住宅版エコポイント(補助金)担当

○方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。(提出期限必着)

(4) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課 宮森

電話:03-5253-8111(内線39-476) FAX:03-5253-1629

※応募に関する質問は、公募要領に記載した方法(電子メール又はFAX)にて受け付けます。(電話、来訪等による問い合わせには対応しません。)

5. 審查方法

基金設置法人、事務局それぞれについて、有識者から成る外部評価委員会による審査を 行い、業務の目的に最も合致した1者を選定させていただきます。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4(4)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった応募書類は原則返却する。なお、返却を希望しない場合は応募書類を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は公募要領等による。